

2013年3月4日

宇治市議会

議長 久保田 幹彦 様

宇治市大久保町北ノ山11-1 藪田秀雄方

宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田 稔

宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

宇治・防災を考える市民の会 代表 志岐常正

塔の島改修工事に関する陳情書

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

さて宇治のシンボル景観であり、市民が日頃慣れ親しんでいる塔の島(府立宇治公園:塔の島・橘島)の桜並木が、市民がまったく知らないうちに乱暴に大量伐採されたことは新聞報道や市議会への報告によってご承知のことと存じます。

私たち宇治市民はこの暴挙に驚愕し、怒りを感じ、国土交通省淀川河川事務所へ抗議し、市民への説明会の開催を求めました。また宇治市長にも要請書を提出しました。しかし市民への説明会は未だ行われていません。

宇治市議会への資料や現地を見て、愕然とします。「島を“中州”に近づける」という特異な考えにもとづいて、宇治川治水に直接関係のない樹木の伐採や「島を切り下げる」「島の形を変える」など、税金の無駄使いの工事、危険な本流側に人を下す危険な工事、景観環境破壊のとんでもない工事が計画され進行中です。

「島を“中州”に近づける」という考えは、特異なもので市民の合意ではありません。塔の島を現状とまったく異なるものに大改変する、これは河川法の景観と環境の保全に反します。宇治のシンボル景観の大改変は、「宇治市景観計画」や「宇治の文化的景観」(重要文化的景観)に反するものです。塔の島は平等院・宇治上神社と一体となって世界遺産景観を構成しています。世界遺産のバッファゾーンにあります。この大改変は世界遺産登録そのものを危うくするものです。

国土交通省が2007年に定めた「美しい国づくり政策大綱」は、それまでの反省の上に、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」としています。宇治川塔の島地区は、まさに「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区」に該当し、「景観への影響に特段の配慮」が払われなければならないのです。しかし現在、これを全く踏みにじる状況が進行しています。

私たちは、市民への説明がないままに、工事がすすめられ、桜並木の大量伐

採により島の様相が一変し、景観が破壊されたことをはじめ、島を切り下げあるいは島の形を変えるなど宇治のシンボル景観である塔の島を現状とまったく異なるものに大改変する改修工事について、市民として大変憂慮しています。

こうした市民の声を議会として聴いていただく場をつくっていただきたいと思います。

- 1、塔の島改修工事について『市民の意見を聴く会』を開催してください。
- 2、淀川河川事務所へ市民への説明会を要請していますが、淀川河川事務所は開催しようとしていません。議会として淀川河川事務所に市民への説明会を開催し、説明責任を果たすよう要請してください。
- 3、宇治市議会として宇治のシンボル景観、宇治の文化的景観、世界遺産のバッファゾーンを守るように、淀川河川事務所に要請して下さい。

以上

添付資料

- ①2013年1月11日 淀川河川事務所長への要請書
- ②2013年1月17日 淀川河川事務所長への要請書
- ③2013年2月15日 宇治市長への要請書
- ④2013年2月15日 文化庁への要請書
- ⑤2013年3月8日 淀川河川事務所長への要請書
- ⑥「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書 2008年10月16日 淀川水系流域委員会」の宇治川関連部分の抜粋

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033

京都府宇治市大久保町北ノ山1-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

〒611-0021

京都府宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223